

新潟大学カード 年会費のご案内

永年無料

2025 年 12 月 9 日改定

新潟大学カード会員特約

第 1 条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第 2 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と新潟大学全学同窓会(以下「全学同窓会」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。

●新潟大学カード

2. 入会申込者は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび全学同窓会(以下「両者」といいます。)に入会を申込みものとします。
3. 本人会員の加入対象者は、新潟大学の全学同窓会を構成する各同窓会の会員、ならびにこれらに所属しない新潟大学に関わるすべての卒業生および修了生、新潟大学設置の基盤となった学校の卒業生および修了生、国立大学法人新潟大学に在職する役員および教職員ならびに役員および教職員であった者(国立大学法人新潟大学設立前の新潟大学の教職員であった者を含みます。)、その他会長が認めた者(以下「新潟大学全学同窓会登録者」といいます。)とし、家族会員の加入対象者は、新潟大学全学同窓会登録者と生計をともにする家族とします。
4. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)と全学同窓会の会員資格(以下「全学同窓会会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第 3 条(会員資格取消等)

1. 会員に全学同窓会の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等全学同窓会会員資格を有するに不相当であると認められた場合、全学同窓会は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の全学同窓会会員資格を取消すことができるものとします。

これにより本人会員が全学同窓会会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に全学同窓会会員資格を喪失するものとします。

2. 本人会員に対し、本カードの有効期限が到来する日の17ヵ月前から1ヵ月前までの期間に、三菱UFJニコスより一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、三菱UFJニコスは、本カードの有効期限の到来をもって、当該本人会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。これにより本人会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、その家族会員も、当然に三菱UFJニコス会員資格を喪失するものとします。
3. 会員が全学同窓会会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、全学同窓会会員資格も当然に喪失するものとします。
5. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、全学同窓会または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、全学同窓会が提供する特典およびサービスを受ける場合、全学同窓会所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(適用除外)

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

- ・Visa ブランド以外の国際ブランドに関する規定

第6条(年会費)

本カードの年会費は、永年無料とします。

2025 年 12 月 9 日改定

新潟大学カード「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または新潟大学カード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。))が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以

下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)
- ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:新潟大学全学同窓会

住 所:〒950-2181 新潟県新潟市西区五十嵐2の町8050

電 話 番 号:025-262-7891

利 用 目 的:①新潟大学全学同窓会の事業における市場調査、商品開発。

②新潟大学全学同窓会の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

③本カードの発行ならびに本規約等にもとづく特典・サービスの提供。

第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。